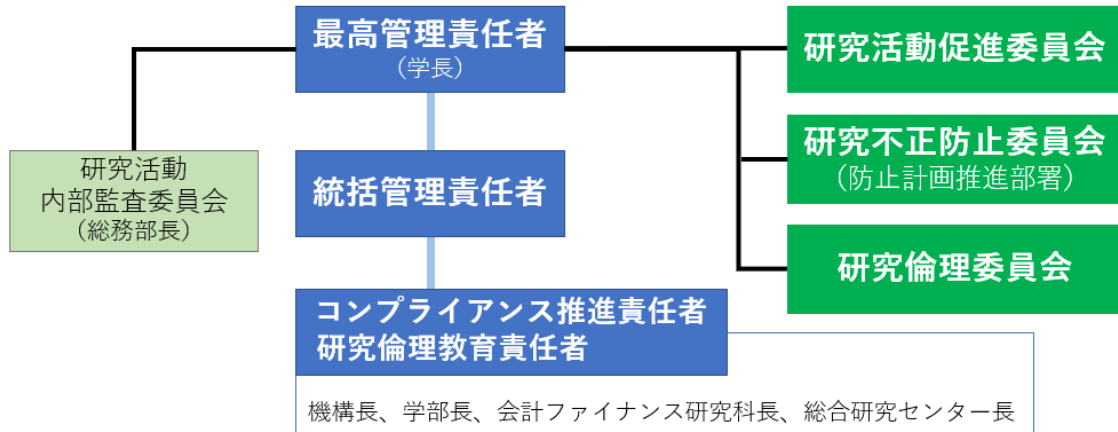


千葉商科大学における研究活動上の不正行為の防止に関する責任体制



最高管理責任者	学長
<p>1. 最高管理責任者は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関して、善良なる管理者の注意をもって不正行為の防止等に努めなければならない。</p> <p>2. 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、研究者等へ周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為の防止を行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。</p>	
統括管理責任者	大学本部長（最高管理責任者による指名）
<p>最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について大学全体を統括する。</p> <p>1. 管理責任者は、最高管理責任者が指名する。</p> <p>2. 管理責任者は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その実施状況を最高管理責任者に報告する。</p>	
コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	機構長、学部長、会計ファイナンス研究科長、 総合研究センター長
<p>統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。</p> <p>1. 己の管理監督する部局に対し、不正行為の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。</p> <p>2. 不正行為の防止を図るため、防止計画推進部署と協力し、自己の管理監督する部局に所属する研究者等に対してコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。</p> <p>3. 管理監督する部局に所属する研究者等が公正な研究活動を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>	

研究活動促進委員会	委員長：学長
<p>研究活動全般に係る事項について審議・検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学全体の研究活動を促進するための企画、立案、運用に関する事項 2. 個人研究費の研究計画及び成果に関する事項 3. 学術研究助成金に関する事項 4. 学術図書出版助成金に関する事項 5. 科学研究費助成事業に関する事項 6. 外部資金（受託共同研究、研究寄付）に関する事項 7. 在外研究員に関する事項 8. 研究支援体制の整備に関する事項 9. その他学術研究に関する事項 	
研究不正防止委員会（防止計画推進部署）	委員長：研究担当副学長 （最高管理責任者による指名）
<p>本学全体の観点から不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防止計画推進部署として、研究不正防止委員会を設置し、最高管理責任者の直属の部署とする。 2. 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施状況をモニタリングし、必要に応じて部局に対して改善を指示する。 3. 防止計画推進部署は、不正防止に向けた意識の向上を目的に啓発活動を行い、コンプライアンス推進責任者と協力し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施しなければならない。 4. 防止計画推進部署の事務局は、研究支援課とする。 	
研究倫理委員会	委員長：研究担当副学長 （最高管理責任者による指名）
<p>研究活動における倫理的な問題に関して調査、審議を行う。</p>	
研究活動内部監査委員会	委員長：総務部長
<p>本学全体の視点でモニタリング及び監査体制を整備・実施するため、研究活動内部監査委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究活動内部監査委員会は、学校法人千葉学園総務部長を委員長とし、総務課長及び委員長指名による職員若干名によって組織し、最高管理責任者の直属の組織とする。 2. 研究活動内部監査委員会は、研究費の管理体制の検証を定期的実施する。 3. 研究活動内部監査委員会は、防止計画推進部署と連携し、リスクアプローチ監査を実施する。 4. 研究活動内部監査委員会は、監事及び会計監査人と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるように、内部統制や監査手法について定期的に意見交換を行う。 	
公益通報窓口	法人事務局長もしくは総務部長
<p>研究活動上の不正行為に関する通報窓口を設置する。担当者は、学校法人千葉学園公益通報者保護規程が定める公益通報受付担当者とする。</p>	